

広島県告示第八百四十七号

令和八年広島県告示第六百三十三号（令和八年度地籍調査事業計画）の一部を次のように変更する。

令和八年七月三十日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の変更前の欄に掲げる内容を同表の変更後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変 更 後			変 更 前		
一 地籍調査本体事業			一 地籍調査本体事業		
調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
江田島市	（略）	（略）	江田島市	（略）	（略）
北広島町	寺原の一部、南方の一部、本地の一部	（略）	北広島町	寺原の一部、 <u>岩戸の一部</u> 、南方の一部、本地の一部	（略）
大崎上島町	（略）	（略）	大崎上島町	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
二 （略）			二 （略）		